1 1 X X 1

最宣 向 棄却」を決

法を骨抜きにする形式論 . 手続き論

求の特別抗告に対 てのちの、 てからだけでも二年三カ しました。 てから四年八ヵ月、 さる三月 わずか一 これが 千字たらずの最高裁 横浜地裁に再審請求を行 几 日 L 結論 最高裁は再審 最高裁に移っ 棄 月を経過し 却 でした。 を決定 か 「棄 孤斤

される。 件には、 刑事訴訟法下での 刑 訴応急措置法が適 再 審請 求事 用

土曜日 - 溥(月

理

は、

次のようなもの

③ところが本件での原決定 ②応急措置法では、 高裁) いない。 特別抗告が認められる。 関するものに限 は 憲法 判 断 n 憲法 を行 最高 (東京 判 裁 断

1991年(平成3年) 3月16日(土韓日)

④したがって、 応急措置法 0 抗

> 終始した「決定」でした。 まさに、 告の理由」 よって、 形式的な手続き論のみに 棄却 に該当し

5.5 1991.

[事務局]

☎03-3291-8066

うほ

かありません。 (憲法32条) 関自身による「裁判を受ける権

の侵害・剝

奪と

たわけです。

これはまさに、

玉

掲げられました。

ところが高裁は、

の理由には、この そこで東京高裁へ

「憲法違反」

の即

時抗

告

0 か

存在しなくなった原因はともあれ」 この重大な点について「一件記録が

実な逃げを打ち、

棄却したの

決定 記録 ずからが書類を焼却湮滅したことを 再 を湮滅しておいて、 認めました。つまり、 大な問題が隠されてい 審請求は受けつけられない、 ご記憶のように、 しましたが、 の不存在を第 か の形式論 あわせて裁判所み の理由 記録がない 横浜地裁は みずから記録 ます 0 背 に棄 後 には とい から 米却を 件 重

> です と不誠

したがって、

最高

裁に問

わ

れて

戦時中の言論弾圧・横浜事件 台審請求を棄却 事実調べないまま終結 再番の門、開かず 環熱特別抗告、憲法判断に限る ゴラ 高高 表後 3月月五日で渡い成一ら崎敬潔的にかけ、当時の後一とようで、南番を頑切した。 THE STATE OF THE S 「奪われた人権」 国際情報を支援と、時、電子出っては大き、では大きの関係が開発している。 現代は、日本のでは、日本の | 将着館求を門前払いされ | た人権を取り戻したから| | 作用館球を門前払いされ | た人権を取り戻したから いた他が大な発症に対したが、200円は対域、何和・子と指摘していた。 国際対抗機会を決定して、一位機を受ける場合を ・ 一直の場合を表達して、一位機を受ける対域、 ・ 一直があり、一つのでは、一、一直が大きない。 ・ 一直があり、一つのでは、一、一直が大きない。 ・ 一直があり、一つのでは、一、一直が大きない。 ・ 一直があり、一つのでは、一、一直が大きない。 ●での木原山しむとこついて に美也 る。 で、町町産法は最高無への所 「山 で、町町産法は最高無への所 「山 すると考に関っている」と主「が確定した広崎県高野町の山 を持っていきたいという。一次出

〒101 東京都 千代田区猿楽町 -4 - 8

松村ビル402

文字がないことを口実に、 裁は、高裁決定の中に「憲法」の二 断」を放擲したのです のものでした。にもかかわらす最高 たのは、まさにこの「憲法判断 残念ながら、 これが 憲法 「憲法 0 番

す。 いっても過言ではないかも知 人」といわれる最高裁の 泥棒に金庫番をゆだねていると いまの姿で れませ

「いま、 参加をお願いします 抗議集会のタイトルで 裁 判 を 問う す。 ぜひ、 月 14 0

腰抜け裁 権無 視 判 の不当決定を行った 門官に抗 議し弾劾しよう!

(申立人) 木 村

亭

官の無礼な措置に対して、 視の不当な決定を行った腰ぬけ裁判 の裁判傾向からみて、 儿 私 日付で最高裁が棄却と決定し たちの横浜事件再審請求は三月 行政寄り一辺倒の昨今 今回の人権無 私たちは

えない。 非人間性には一片の良心すらも感じ って決定を長びかせた彼らの官僚的 か。それをダラダラと五年間にわた か二週間でも出せたはずではない 式論だけのこんな決定なら、一週間 しかも彼らの理由にもならない形

あったことをここで明らかにしてお からかち取った二つの有効な証言が の再審請求の経過を顧みると、彼ら ただし、この五年 間に及ぶ私たち

その一つは、 審の 横 浜地裁の決

こと。

れば、 「当裁判所の事実調べの結果によ 太平洋戦争が敗北に終わっ

> 認されたこと。 力による証拠湮滅の事実が公然と確 た直 という判示を引き出し、 とがうかがわれる」 係の事件記録は焼却処分されたこ た混乱時に、 後、 米軍 いわゆる横浜事件関 一の進駐 ・占領 初めて権 が迫

t) 「一件記録が存在しなくなった原 その二には、東京高裁の二審 との判断をかちとることができた ことはできない」 はないか、との疑いを否定し去る 書などを総合すると、 罪判決および各人が作成した口述 因はともあれ、特高警官の確定有 らに対しても拷問が行われたので 調べを担当した警察官によっ 益田直彦だけでなく、請求人 右事件の取

道を拓くこと、 たな再審請求の道を研究し、 これら二つの有 私たちは弁護団とともに今後新 さらに今回のような 力 な証 打開の をもと

> する世論を、 最高裁の不当な決定に抗議 大いに喚起することによって、 国内的にも国際的にも 彼ら 弾劾

とを誓うものである。 こまでも追及し、 が犯した人権蹂りんの権力犯罪をど 弾劾しつづけるこ

ごあいさつ

(申立人) 畑 中 繁

雄

被告とされたわれわれを、事件の直接被害者(かつ もならない憤りの感慨であった。 る一五日の夕刻であった。それを手 る)たる僕の手に、最高裁からの ぱりそうか」といった、いまどうに にした瞬間、 棄却処分」通知が渡ったのは、 僕はみずから被害者と呼 頭にきたのは、「やっ (かつて事 より 正 んで 件 去

お世話を辱うしている森川先生ら弁 発足の起動力となり、爾来、ずっと かつて自らすすんで再審要請運動

> する会」のみなさん方に衷心から厚 らであるかもしれないのである。 たわけでなく、 も、これですべてが終わってしまっ くお礼申上げるしだいである。で 支援活動をつづけて下さった「支援 護 局の方々、そして背後から絶大な 人集団の諸先生方や支援する会事 むしろ本番はこれか

礼のみ一 つに変わらぬご支援を懇請しなが ここにあらためて、 今日のところは、 筆 諸方からの ひとまず右お

実は消せない

申立人)

小

林

英三郎

通告してきた。 高裁は三月一四日これを棄却する旨 私たちの特別抗告にたいして、 せめて事実調べの道 最

> だけでもひらかれるかという 期 待も

裏切られたわけである。 棄却の理由を述べた文章は、 例に

目されてきました。

私は夫が検挙さ

横浜事件は実体のない

に帰るなり夫は叫びました。

あの茶番劇裁判は!

執行猶 「なん 昭和二〇年九月、公判があり、

家

か全くわかりませんでした。 理由でそのようなめに逢ってい れてから保釈で帰宅するまで、 あるようだ。 置法の適用を受け るで木で鼻を括ったような文章だ れた横浜事件の判決が刑訴応急措 要するに、 素人には分かりにく 旧刑訴法の下で行な 得ない、 というに

たいことにある。 ース」に走ろうとする風潮に警告し 拷問によって無実のことを捏造 烈な人民弾圧が行なわれ、 私 われわれを罪に陥れた事実に抗 たちの 戦時下治安維持法によって、 近ごろのややもすれば 再審請求 0 動 ついには 機 0 逆 井 0

最裁の抗告棄却は、 私たち の再

りかえされた茶番

えることはできない。 のかも知れない。しかし法も人の 的 ったものである以上、 請 要求の道が全く閉ざされ 求の法的手段の終結を意図する 私たちの人 たと考

間作も

て、 は 事 うとの意図さえ感じられる。 これらの事実を歴史上から抹殺しよ ならないと思う。 実に対する無反省、 法的その他あらゆる手段 実は消すことはできない。 最高裁をはじめ裁判 この事実を訴えつづけなけ 前記のような戦時中の無法の事 さらに言えば 所 0 しかし 態度 へをも 私たち

ない この門前払い決定の直前、 日、二審決定が憲法判断をして から最高裁では取扱わない、 理由で棄却になりました。 最高 Ł 裁

検察、 基本問題についての意見の問合せ 明したが、そのことを知っている 令によって大赦されていることが判 か、その場合再審できるかどうかの 調査官より、 一、二審を経て、今更妙 と私は思いました。 原告側双方にありました。 昭和二〇年一〇月、 な事をき 勅

るから問題ない、ということでし 見も、一、 係ない、と私たちは返答し、検事意 ら知らないし、 大赦の通知など受取ってい 二審ですでに受付けてい 再審請求と大赦は関 な いか

公開 要求をはぐらかし、 すでに復権しているのだから、 いいではないか、といわんば 図に気づきました。大赦令によって ゴマ化し決定です。 これは四六年前の執行猶予つき有 最高裁 の原判決そっくり。 ふにおちない調査官の質 芸判を排撃しようとしているの の棄却 決定を見て、 あくまで正当な 私たちの真の 同じパターン かり。 間の意 もう P

です 第 次再審請 示状は 棄却に終

わ

n

ま

前進したと思います。 て、その他数々のてがかりが大い 出したのです。 所自らの記録焼却の事実を引っぱ た。地裁決定という公文書上に裁判 されていた重大な事実が暴かれまし 再審請求によって、 であり、 あてられた通り、 私にとっ ました。 て横浜事件は謎でなくなり 私たちは被害者なのです。 奇しくも畑中繁雄氏が言 __ __; 第二次再審へ向かっ 犯罪者は国家権力 三審を体験 はからずも、

消されてしまっ ①横浜事件の発端となっ 原判決には た。 一字の記載もなく た泊会議

件のポイントである あえて記録を焼却した理由こそが ②地裁決定によれば、 継続中に一件記録を焼却湮滅 公判 前 た 事 裁

認めた。 件関係者全員にも拷問があっ ③高裁決定では、 益田氏以 外の 7 事

事も認めた。 に関係なく再審請求可能なことを検 ④最高裁決定に付随して、 大赦

うございました。今後もよろしく 援のおかげと存じます。 ここまで来れたのも、 申し上げます 皆様 どうも有 0 御 難

(申立人) 小 野

謎の事件と

貞

憤 0 激 しさに 私

は

胸

をつ

か

n

として再審請求の仲間に加 いことの真相を知りたかったのでし ました。 それから四○年 い年月、 不当な納得のいかな 経 わりまし 私は遺族

るの

何

抗告後二年三か月を費やして三月 再審請求以来五年、 最高裁に特 别

3

がなんだ!

馬

鹿にするな!」

横浜事件」 再審請求の経過と問題

(弁護人) Ш 弄

決定が下された。 浜地方裁判所へ再審請求して以来約 との決定をなし、一九八六年七月横 審請求事件 してからでも二年三ヵ月で、この 最 主文「本件各抗告を棄却する」 高裁第二小法廷は三月 最高裁に係属(八八年一二月) 第一 次 応の最終 几 再

問 「横浜事件再審 ・権力による刑事記 請求」 の 録 焼 特 却 徴

時下の昭和 軍情報部 る論文「世界史の動向と日 月号掲載の政治評論家細川嘉六によ 反容疑で検挙拘留せられたことに端 産主義的」論文として治安維持法違 田寿夫妻が横浜水上署に検挙拘留 社など言論 治維法違反容疑で取り調 「横浜事件」というのは、 る間 他 幹部将校の目にふれ、 面で同 一七年 出 日時頃米国帰りの 『改造』社 『改造』誌 版界や、 本 満鉄調 八、 『中央 が陸 べを 「共 九 戦

> 挙者七○余名 1) 論 歴史をもった『改造』 0 大量の犠牲者を出した。この間長 またはそれに近い犠牲者五名)という 查 他に人脈を通じて検挙の手 部 社は廃業を余儀なくせられたと 神奈川県警特高警察により、 などの調査 (起訴約三三名、 研究機関、 酷苛烈な拷問取 この事件は 昭 『中央公 が広が 和 n

調べによる自白強制が行われたこと 特高警察による残 裁 警官幹部 決をうけ 後 起 たことも大きな特徴である。 切の刑事記録を焼却処分してしまっ 特高官僚が、 占 で有名であるが、 といわれる事件である。 いう戦時下最大の言論出版弾圧事件 領軍からの犯罪追及を恐れた内務 判され 頃の昭和二〇年九月前後、 訴された被告の大部分は、 三名は告訴の結 有罪判 司法機関と協力して一 また一 決が確定したが 面 特高拷問 敗戦後 敗戦直 しかも 起訴 有罪 判

> 相 講 横浜事件の被告らのうち、 和恩赦で下 一獄を免 n

事一 六)年七月横浜地裁に再審請求がな 題、 国家権力 なされた。 続人ら九名によって昭和六一(八 最高裁第二小法廷へ特別抗告が 件 拷問よる自白強制に伴う 東京高裁を経て昭和六三年 記録の焼却処分と憲法問題 判例違反の点であ (司法機関を含む) による刑 最高裁での争点は、 る 本人や 憲法問

定を紹介する。 以下簡単に一・二審及び最高裁決

第一審 横 浜地

再

審

請

求にあたり

最も苦慮したの

ないことであっ 和判 決その 田喜太郎 決 書の 他 あ るも 件記録 益田直 請求人九名のう 0 が極 11 野 めて少 康

審終結決定書のあるもの

一木

人

村亨 審請 田 求公訴事 中 実 書 あるもの

判決は、 見され 寄せて貰っ 判 直彦判決は 結 所から横浜刑務 もっとも請 決定など若干はあるがそれも少 山鉞治 記録皆無のもの しかも右のうち 請求書 たものである。 検察庁保存から新たに発 小林英三郎 求人以外で判 提出時にはなく、 所に照会して取 和 平 田喜太郎の なお益 Ш 決や予審 田定子 裁 書 \mathbb{H}

定、 務省 付を補うために、 手段をとったりし れを判決謄本に代えるという異例な 原本を復元するという作業を行 して各請求人につい 横浜事件被告の判決、 弁護団請求人協力の下に、 にまでその所在を問い合せるほ 弁護人側では、この判決 公訴事実の記載などを比較対照 (のち最高裁も追加)、 一方では検察庁法この判決謄本の添 7 予審終結決 有 米国 現存する 罪 政府 か

たものは、 新規明白性の証拠として提

定有罪 維持法違反事件関係では唯 である。 特高拷 判決 これはおそらくこの 問 警官幹部三名に対 (特別公務員暴行傷害罪 とも 種治安 する

者の場合に当たる有力な証拠である 条七号にいう「 有罪確定判決は旧刑事訴訟法四八五 ろんこの外にも特高警察官共同 と主張した うべき有 さいの三三名による 他資料多数を提出した。 力な証 拠と思 職 務犯罪」 П わ n を犯 1述書 なおこの る した

二八日)は、 え、訴訟 について、 1 横浜 原判決 記 地 録が裁判所や検察庁に保 裁決定 たとえば木村亨請 謄 本 0 昭 添 和六三年三月 付 かなな 求人 う

申立人

え、これに関連して次のように判 存されていないことを指摘

したう

事件記録は焼却処分されたことが 何われる た直後の米国軍の進駐 当裁判所の事 太平洋戦争が敗戦に終わっ判所の事実調べの結果によ いわゆる横浜事件関 が迫った混 係

と思われる元判事若尾 とにかく記録資料が存 に弁護人提出の 事実についても判 原 えていない有様で、 判 たが、 当 は試 時 当時の被告人の氏名も 0 みに原判 「復元判法 裁 判官に 断 元の証 できない。 なんら得ると 在 決 決書」 しない 0 ついても 関与者 人尋 ため 記 主 問 載

> 뭉 二六号、 昭和六三年心第 同第 同第一二七号、 一二九号、 一二四号 同第 同第一 同 第

決 定

申立人 申立人 申立人 申 立 (亡小野 康人の 妻 4 小 畑 一中繁雄 田定子 館 野 和推 貞

ら特 について、 棄却の各決定に対し、 心いた上、 申立人 東京高等裁判所がした即時抗告 右の者ら 当裁判所は、 別抗告の申立てがあったの 次のとおり決定する 昭和六三年 からの各再審 田 壽 検察官の意見を 0 妻 申立人らか 一一月 川田 請求事 木村 定子 亨 件

 \mathbb{H}

华件各抗: 告を棄却 する

を主 IH 0 確定判決に対する再審請求事件 刑訴法の下で言 本 一三条、三一条、 告の趣意第 ところで、 い渡された有罪 三二一条違反 一点は、 本件は、 憲

> 定は、 条一項は、「その決定又は命令に 七 用され、 7 る」と規定しているところ、 所に特に抗告をすることができ 理 が憲法に適合するかしないかにつ お 条による特別抗告が認められるが 罪ノ言渡ヲ受ケタル者ニ対シテ無 IH 12 最高裁昭和三七年心第 六卷一○号一四六七頁参照 刑訴法四八五条六号にいう「有 由とするときに限り、 てした判断が不当であることを いて法律、 年一〇月三〇日大法廷決定・刑集 刑訴法及び刑訴応急措置法 n 申立人ら提出の各 原決定に対する不服 刑 訴 命令、 刑訴応急措置法 行 規則又は処分 一一号同三 一条により 最高裁判 拠 原決 が、 百

罪ヲ言渡スヘキ明確ナル証 理由 応急措置法 るだけであるから、 一たるか否かについて判断 に当たらない。 一八条の 所論 適法な抗告 拠しに は、 をして 刑

条 た松下英太郎外二名に対する特 る警察官の拷問の事実を肯定し 第 反 立人ら提出の益田直彦に対 を主 二点は、 一張するが、 憲法三六条、 その 実質

> シテ無 1) 61 0 あるから、 事 定判断を論難するもの 拠」に当 公務員 をいう単なる法令違反の主 適法な抗告の理由に当 実誤認及び同号の解釈適用の 罪ヲ言渡スヘキ明確ナル 罪 旧 暴 「たらないとの原決定の認 ノ言渡ヲ受ケタル者ニ 刑訴法四八五条六号に 行 刑訴応急措置法 傷害被告事 件 であっ 0 一たら 一八条 確 張で 定 証 対

あり、 1) 官全員一致の意見で、 法な抗告の理由に当たらない。 ず 反、 決定する。 よって、 れも刑訴応急措置法一八条の 同第三点 訴法四六六条一項により、 同第四 実誤認の主張であ 刑訴法施行法二条 は、 一点は、 判例違 単なる法令違 主文のとお 反 いって、 の主 張で 裁判 旧 適 Va

平成三年三月 最高裁判 判長裁判官 裁判官 裁判 所第 刀口 一小法 日 藤島 香 Ш 廷 敏 次郎 昭

裁 判官 良平

ころはなかった」と。 ころはなかった」と。 さらに請求人提出の警官三名についての確定有罪判決も益田直彦に付するもので、「請求人についてもあてはまるものとは認められない」 がに右拷問があったとしても、その結果虚偽の自白がなされたことをの結果虚偽の自分がなされたことを

号、七号所定の要件に該当せず再審したる」者の中には司法警察官を含したる」者の中には司法警察官を含には当てはまらないとした。
そして旧刑事訴訟法四八五条六
そして旧刑事訴訟法四八五条七号の

請求の

理

由がないとして棄却決定を

と同様である。 決の認定の基礎となった拠資料 よる虚偽自白であるかどうかは原 にあげている被告人の自白が拷問 貞請求)についての決定も、 としているほかは前記 なお が存在する小野 訴訟記録がないために判らな 判 決 謄 本 (予審 原人請 終 木村請求人 結 求人 決定もあ 判 「の内 決書 (妻 判

ない」ものとする

六三年一二月一六日) 第二審東京高裁決定(昭和

理由により一審決定が再審請求を棄訴訟記録が存在しないことなどの

て、却したのは不当、という点に対け

料とを総合して「原判決の有罪認定 知供い う「法律上の方式違反の点はさてお は判決謄本の添付を欠いているとい カン の特殊な事情が介在していたともう 述べているような「請 なっ 件を具備するか否かを 蓋然性の有無を検討 に合理的な疑いを抱かせるに足りる 拠として提出された訴訟資料と旧資 13 ることができないから、 述をしたのか、 て」検討を進めるとしている。 がわれる」ので、 1 ため請求人が裁判当時どのような しかし結局、訴訟記録が存在しな たことについては、 判 決や訴訟記 その具体的内容を 本件再 録 が存 判 求人に無関 再審開始要 断 するに由 本件で証 審決定 審請求で 在

結 求人に対しても拷問が行われたので 再 有 定 0 張に 罪判 で有罪判決および請求人らが作成し 「審請求を棄却したのは不当だとの」 新証拠であるのにこれを認めず 果による虚偽の自白であったこと 2 直彦に 対し、 決は、 次に特高警察官に対 述 対 特高警察官に対する確 請求人の供述が拷問の などを総 してだけでなく、 合すると、 する確定

> 在 は 定をした。 由ない」として、 る蓋然性があるか否かを判 できない はできない」「しかし訴訟記録が存 せず・・・・ ない 「合理的な疑 かとの ため」、 旧証拠の内容を知 疑 いを抱かせるに足り いを否定し去ること 原判決の 結局抗告棄却の決 有罪 断するに ることが 認定

問題なのである。 別抗告のなかで弁護人側が特に強調 これは各請求人に共通の裁判官の考 あれ」とする判示のくだりがあり、 判断できないということである。こ したように、 え方と見られる。 要するに結局訴訟記録がな 件記録のなくなっ 野請求人に対する決定の中に まさにこの 最高裁に対する特 た原因はとも 点が最大の 12 から

三) 最高裁特別抗失

を裁 はすまされないから、 もあれ」との文言の じめに」の中で、 もないことであ えて高等裁判所の判断を煩 ことに帰し、 いからいかんともしがたい」 ることは結局 記録の存在しなくなっ 弁護人は特別抗告理由 判 所に 問うているの それだけのことなら敢 「訴訟記 a. 原決定の 「ともあ 原 この点の責 録が存在しな ホ決定の た原 0 わすこと 冒 言って であり、 という れして 次因はと 頭 言う っは

を含む に出発点なのである」ことを た。それで憲法違反の 原決定が立ち止まっ 違反、 国家機関が協力して「 憲法三二条 すなわ ち原 (裁判をうける 判 主 地 は 点 0 横 冒 カジ まさ

に関し、 は、 とすることは憲法上許されないこと 録 部 件」関係記録一 反もあわせて主張した。 していたところである。 利」に対する違反に当たる、 記録がないとして棄却 は原審高裁の段階でも、 であると主張した。この点について のであるから、 である現在 の不存在をもって判断 憲法三二条の「裁判をうける権 その他憲法一三・三一条違 の裁判所としては、 おなじ国家機 切を闇に葬り していること 一審決定が なおこの 拒否の と主張 去っ 裁判 関 理 浜 記 由 た

るに足りる蓋然性があるか否かを判 局 ていながら、 を否定し去ることはできない」とし 問 わち原決定は各請求人について「拷 誤ったものであると主張 止)、三八条 (不利益供述の禁止、 法三六条(拷問および残虐な刑罰の が行 の証拠能力) 2 「原判決に 第一点としては、 われたのではないかとの疑い 合理的な疑 訴訟記録がないから結 などの規程の解 原 した。 いを抱かせ 決定は すな 釈を

ら、 「これら L 訴 訴 大正四年 招 比し請求人に不当 件では広島の原爆投下による戦災のた 合にあたるもの 加藤事 計法下の 於訟記 消失、 (審請求事件) 来す 裁 決をかちとっ この点で前掲憲法の各規定 加藤 事情によっ いを抱かせる蓋然性」がある場 理 問 録 っているものだと主張 n る事態の 生をす 全く請 から六二 に記 新 だけで「有罪認定に合理 有 のほとんど存在しない旧 が行われた疑 決定 藤事件では 一点として判例違 罪 再審請求事 す 録がないような場合」)、 事件であるが め加 をあげ 求人に関 て記 といえないであろう など人 年 発 に 藤事 ぶり 生も考えら 不 録 「原判決書三通 た。 13 権尊 のある場合に 利益な結 件ではじつに 件 係 再 があるな 0 両件とも 重 Ш 反 審で無罪 Û ない偶 した。 の立場 本久雄 (広島 果を 本事 0 1 解 刑

決 定 四 高 裁 第二 1/1 法 廷 特 別 抗 告

旧の(1) 対 刑訴法下で言 張に対 する再審 前記第 九 れしては、 九 点憲法 請 年三 求事 10 渡され 月 決定は、 件だから、 三二条など違 JU た有罪 付け 本 千件は 判 特 決 反 別

> ないが、 では 本件一 $\begin{bmatrix} \neg \\ \vdots \end{bmatrix}$ とになる、 ことを主張 を受ける権利を侵害するものである 6 記 理 7 拠」に当たるか否かについ 拠 n あ しないかに は 抗 憲法違反ではないとの ことを拒否しているの いことを理 い」としていることは憲法上の裁判 るが、 再審開 が旧 命令に 由に当たらないとした。 のように高裁段階でも、 いるだけであるから、 ることを理由とするときに限 無罪を言 が認 何らの 審決定が 刑 始に 第一 原決定は申立人提出の各 8 お 訴法四八五条六号に 放したの ということを最 一由として審理 明 b 無視された。 れるの 示の判 審決定と同 0 いてした判 、渡すべ いての審理 「訴訟記 に対 憲法に適合する 断 は き明 だから、 判 は L 「その 適法な抗 断をしたこ をすすめ 様記 録がないか 断 示しては 立が出来な 弁護人は て判 確 高裁決定 しかし前 かず 高裁で主 なる 決定又 録 結局 がなな 断 いう 3 13 告

(2) 張 し た が 、 一点は憲法三六、 三八条違

> 抗 判

き 彦に対する警察官の 原 定した確 反 を主 決定 明 確 なる 張するが、 定判 認定判 う 証 一決が、 拠 断 その に当 を論難す 拷問 旧刑訴 罪 コたら 実質 を言 の事 ,るもので 法四八五 は益 ないとの 13 渡すべ 実を肯 \mathbb{H} 直

> よって、 は右 定して に等し 示し、 行われ 違反する 1) るわけである。 1 しかし原審東京高 適 手続き論 定し去ることはできな ていることになる、 以上 法な抗 なる法 0 調べがあったことを推定している 高 のようにこの いるの ただ記録 いものであり、 の判断ができない たのではないかとの 張 らに対 であ 取り調 請求人らに対 のなかに逃げ 令 理 違 る。 だから、 由 反 べであっ が存在しない する確定有 に当たらな 点につ 局これ 裁の決定でもこの È というの かし今 張であるから、 憲法 して 込んでしまっ それは憲法に 1 とい 13 たことを認 は拷問的取 とまで判 ても 疑 口 判 罪 ってい の決定 断をし からそ から 13 判 を否 弁護 問 決に 形式

て本件 てしまっ 訴訟記 (3) た。 7 告理 証 例 気 悪 湮 違 質 滅 は 由 録 反 がを焼却処式 た。 点は のために、 司法を含む に当たらないとして片 の主張であるから、 なケー れば岩質 再 しかし他 審の とも スである。 分 故 してしまっ 国家権力 簡 道 を開 事 意に組 0 単 に、 件 事 最高裁 一件と違 4 組織的に ハがその 適 加 付け 法なな れは たと

> ではあるま いこそす れ 精 神に 反 するも

する

由

な

として

る

下最大の もなく片 ている歴史的事件の再審 的 ずれにい 手 続き論 言 付けてしまっ 論出版 せよ 最 弾圧 張 高 りで、 裁 事 は 子件とい 請 去 求 b 0 8 わ 戦 7 形

ŧ の署名による要望書を提 多 結 易にできるはずである。 とんど訴訟記 事件や加藤新 何 廷 間を費やしたのであろう 事件の 数の言語 方向で下級審に差し戻すことは 、権意識があれば、 しかし の反応も見られなかっ 論を出 の支援会からはこの 右にあげ 要望を再三再四くり 理 歴 最高裁がも すために何故に二年 すること」 論 史的重大性に鑑 出版関係者その 審 たような三下り半 録がなくても再 開始をすること」 翁事 件の \Box 田 間 ように、 それ 岩窟 頭 か。 かえしたが 出 U 片 弁論 他の んぱんに 0 -余の期 にして 横 審 王 誠 人々 を開 的 再 13 事 な 審

係に なお最 起 され 終段階になって調 大赦 0 問 と再 題点は判 審 請 断され 求 查 官 との から

出

来るはずであ

n

n

は

IF.

義

無理が通れば道理が:

〈申立人〉 Ш 田 定 子

か? のことお許し下さい。みなさまがり っぱな御執筆を出していらっしゃる の「そめいよしの」 倭の満開を終って、 ます。いかが? うららとなりました。外は彼岸 私は机に向かってもペンが 先日電話でおっしゃった原稿 が出番を待って 少しおくれて次 お元気でせう 動

お昼のニュースで木村 名になってきました。 は棄却しました。 たにもかかわらず、私どもの事件記 ラッと出ていました。 録がないからといふ一本槍で最高裁 弁護士の先生方に手をつくして頂 棄却決定の通知を送ってきました。 無理が通れば道 去る四月初め裁判所から再審 理 ひっこむと申 先日テレビの 横浜事件も有 様のお顔 がチ

見すごしましたので何をお話しにな ったかを聞きますと、 六○名位の食堂のテレビでした 私の友人がアッ木村さんだと声 わたしはウカツにも 裁判に勝たね

> した。 動 届け頂き私も何べんも撮影してみま ンの小島さんにわざわざ白浜までお あいがヘタで成績が上がりません。 0 て、 (に努力せねばなりませんが人づき ますので、 た由でした。 死ぬにも死にきれないとおっしゃ ビデオ 証言」を広くみなさんに見て頂 好評の由。 「言論弾圧・横浜事件 もっとカンパ、 私は団体生活をして 青銅プロダクショ 署名運

時御 だいぶ もう直ぐ五月です。 れましたのに。 備に御多忙と思い 緒にお出頂け 前のことです ます。 が金田 次の集会の ればお目に どうぞお 様 もあ 御 か

か 0

留にて。 ればと思います。 ほんの気持だけです 集会の準備金にお使い みなさまによろ が三万円現 頂 金

け

定子

金

様

お わり

次再 不当な決定に対して、 求)を検討するほか、この最高裁 め手続き中 権力犯罪追及を続け に世論を喚起して、 請 求の道 関係者としては今後は新たな再 ずれにしても今回 審請求は 断 (例えば途中で死亡の した二名による再審請 応の結果を見たの て行くことにな あくまでもこの 国内的国 の決定で第 債 的 0

審請求の歩みの意義を整理してみる 時点でこれ れまでの 横 浜事 件 再

との社会的意義 のもとで本件再審問題を提起したこ 1 国家秘密法案などの緊迫 事 態

れたこと。 益田直彦 新たに三人の 手島直毅) 判 決 が発 和 \mathbb{H} 見さ 喜太

来る道を開いたこと。 拠として提出することで、 有罪確定判決を「新規明 一狭き門をともかくも叩くことが 3 戦後の特高警官幹 確性 部 再審請 に対 0 す

身体をお大事に。

た直 判所の事実取り調べの結果に の米国 審横浜地裁の決定のなかで 太平洋戦争が敗戦に終 わゆる横浜事件関 軍の進 駐が迫った混乱 係 小の事件 わっ

> 認されたこと 公的に権力による証拠湮滅 る」という判示を引き出 録 は焼却処 分されたことが 事 実が確 初 窺 わ

1 どを総合すると、「右事件の取り調 判決および各人が作成した口述書な としながらも、 たこと。 0 直彦だけでなく、 存在しなくなっ い」との判断をかちとることができ 、を担当した警察官によって、 5 疑いを否定し去ることはできな 拷問が行われたのではないかと 二審東京高裁は 特高警官の確定有罪 た原因はともあれ (請求人らに対して 件 記

点は今後の再審請求につい 強りになろう。 などなどであろうか? これ て有効 らの

入会申込 · 会費納入先

〒101 千代田区猿楽町1-4-8 松村ビル402 横浜事件・再審裁判を支援する会

2 03-3291-8066

〈年会費〉個人=2000円 団体=5000円

- 郵便振替 東京3-150641 振替用紙に口座番号、金額、氏名、住所 など必要事項をご記入のうえ、お振り込
- 銀 行 振 込 富士銀行九段支店 普通預金口座1478864「横浜事件再審裁 判を支援する会」